

令和5年度第1回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火)午前9時30分から午前11時23分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 11人

1番	秋山 剛	2番	野津田はるみ	3番	小川康成
4番	竹内茂樹	5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅
7番	岡本 隆	8番	末宗龍司	9番	木戸安江
10番	久保時治	11番	小寺 旭		

推1番	池田源實	推2番	岡崎正昭	推4番	濱保敬志
推5番	向田定男	推7番	榎本桂志	推9番	加納 巧
推11番	栗根耕作	推12番	井手口昭博		

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第1号 農業委員会職員の任命について

議案第2号 農地法等に基づく府中市農業委員会の処分に係る審査基準の変更について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(一括方式)

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 5月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田淵 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局（田淵）】定刻になりましたので、これより令和5年度第1回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員はございません。定数に達しておりますので、令和5年度第1回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、6番 瀬尾委員、8番 末宗委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第1号 農業委員会の職員の任免について事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第1号を説明）

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご意見ご質問はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 無いようですので議案第1号は提案どおり同意しますがご異議はありますか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第1号は提案どおり同意します。
ここで議事を一時中断します。

（田原・上藤 入室）

【議長】 これから新職員が挨拶を致します。

（挨拶）

【議長】 議事を再開します。

議案第2号 農地法等に基づく府中市農業委員会の処分に係る審査基準の変更について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第2号を説明）

【議長】 ただ今の事務局の説明についてご質問はございませんか。

（異議なし）

【議長】 無いようですので、議案第2号は承認することとします。

【議長】続いて、議案第3号 農地法第3条の許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第3号を説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員をお願いします。

【推4番 濱保委員】4月14日に末宗委員、事務局の4名で現地を確認し、譲受人である〇〇さんから話を聞きました。現地は上下町松崎で国道432号松崎トンネルの北側約200mの国道沿いです。譲渡人の〇〇さんは、元の実家である家と周囲の農地を相続されているのですが、本人は30年近く前から福山で暮らされており、こちらとは馴染みがないこともあり、家屋敷含め土地を処分したい意向です。〇〇さんは矢野へ住まわれており、奥さんの体調維持のため花や野菜を作れる土地を探しておられ、今回ここを購入したいという意向です。

主に桜草やマツバギクなど、一部野菜も栽培し、地域の人や国道沿いなので歩行者にも見てもらえるようにしたいそうです。農地の半分は上下南農産が借り受けて野菜を作っていましたが、土地条件などから作業効率が悪かったこともあり、合意解約をされるそうです。他は管理不十分の原野状態でしたが、地域からも好意的に迎えられているようで、機械作業や人手のいる作業などは、地域の人にお問い合わせができています。なお〇〇さんは、現在は農地管理されていませんが、以前に居住されていた倉橋町では、40a以上の農地を所有して主に柑橘栽培をされていました。以上のとおりですので、審議のほう宜しくお願いします。

【議長】続いて番号2から番号7を高山委員なのですが欠席されているため、竹内委員をお願いします。

【農4番 竹内委員】4月17日に諸毛町のブドウ農園に高山委員、芦田行政事務所、事務局の6名で現地確認を行いました。先行取得地に苗木の植樹を確認しており、農地に限らず草刈り等管理をされています。譲渡人は遠距離で利便性の悪さを理由としておりますが、地域の方々も〇〇さんの事業に賛同しブドウ農園に利用してほしいとのことです。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第3号は提案どおり許可妥当の意見とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第3号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第4号を説明）

【議長】続いて担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び番号2を小川委員お願いします。

【農3番 小川委員】現地は、上下町に入って中元クリーニングがあり、槇岡肥料店を真っ直ぐ行き、橋を渡って小堀へ入る道があります。その入り口に甲奴碎石があり、その前を歩いて約400m行ったところの右側になります。

13年ほど前に亡くなっている〇〇 〇〇さんの息子である〇〇 〇さんが賃貸借の契約者となります。〇〇 〇さんは稲作をしておりませんが、自己管理で草刈りをされて綺麗にしてあります。そこを、府中市中須町〇〇番地にある〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇の代表で賃貸借契約者の〇〇 〇〇さんが野菜作りを始めたいとのことで申請されました。10a当たり2,000円ということで契約をされており、全体で3,552㎡という広い面積を利用するようになっております。問題はございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】続いて、番号4を岡崎委員お願いします。

【推2番 岡崎委員】現地は、現在広島に出ている次男である〇〇〇 〇〇さんが管理されているとのことで、4月23日に現地確認をしました。現況は草刈りもされており、非常に管理が行き届いておりました。従って、植え付け作物はありませんが耕作はできる状態であることが確認できました。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第4号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第4号は提案どおり承認します。

【議長】続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）ですが、農地中間管理事業の取組む案件ですので担当委員からの補足説明は省略します。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第5号を説明）

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第5号は提案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第5号は提案どおり承認します。

【議長】続いて、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第6号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】4月22日に許可申請者である、〇〇 〇〇さんと小森山委員の3名で現地確認を行いました。府中市荒谷町字貞藤は12月の総会で農用地区域からの除外申請が出て現地確認をしております。その時と変わりなく荒谷地域づくりの会の方々が草を刈っていました。農地は現状での利用、谷から水を引き込み水車を回す、草花を植える、養殖場は取りやめ、簡易トイレが設置してあります。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第6号は、提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第6号は、提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第7号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】4月19日に竹内委員、土地の持ち主である〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんの4名で立ち合い状況を確認しました。場所は国道から約50m上の位置で、三郎丸の公園の近くです。〇〇さんは元々三郎丸に住んでおられましたが、新市へ移られ、高齢のため土地の管理は難しいとのことで会社に譲渡して再生エネルギー発電所を作り地域貢献したいと考えられています。周辺の農地への影響も少ないようで、場所的に最適であるため農地転用をしたいとのことです。雨水等についても近所の人々の了解を得ているため問題はございません。よろしくお願いします。以上です。

【議長】続いて、番号2を吉岡委員なのですが欠席されており、原稿を預かっていますので読み上げます。

【事務局（田淵）】現地確認を〇〇さんと2名で行いました。元々自宅進入路として使用させていただいていたところを突然使用禁止となり困られていました。そこで、使用していた農地の隣接地に〇〇さんの農地があり、現在耕作されていないとのことだったため、お願いしたところ快く受けてくれたとのことでした。4月16日に〇〇さんに再度お会いして話をし、自宅への進入路ということで変更はございませんでした。必要最小限の転用ということで問題はないかと思われまます。よろしくお願ひします。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とすることに異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第8号 非農地証明交付申請について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（議案第8号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】4月19日に竹内委員と2名で現地確認を行いました。ただし、50数年以上前のことですので詳細は不明とのことでした。現在はJAとして利用されています。建物は50数年以上前に建てられています。問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。以上です。

【議長】続いて、番号2から番号5を高山委員なのですが欠席されており、原稿を預かっていますので読み上げまます。

【事務局（田淵）】現地確認を行ってまます。場所は、一部が道路である残地や、傾斜面の法面、あとは山になります。明らかに山林化というのをすべて確認してまますので、非農地とするのはやむを得ず問題ないということでした。よろしくお願ひします。以上です。

【議長】続いて、番号6を横山委員なのですが欠席されており、原稿を預かっていますので読み上げまます。

【事務局（田淵）】4月14日に濱保委員、事務局の4名で現地確認を行いました。場所は、上下町小堀の吉野郵便局から東へ約2.5kmの〇〇〇〇 〇〇〇〇です。昭和57年に現事業所で事業を開始し、事業拡大に伴い許可を得たうえで敷地の拡張を行っていたが、事業所東側で駐車場、資材置き場、荷受場等で使用している場所の地目が農地であることが分かったとのことでした。事業所前の駐車場、資材置き場等

スペースは平成13年に転用許可を受けており、この頃に隣接する当該農地の転用がされたとのことです。

原則、無断転用地は非農地証明の対象としないこととしていますが、県証明事務ガイドラインでは、例外として転用の事実から20年以上経過しており、周辺への支障がないと認められる土地について非農地証明の対象にできるとされています。

現地確認では周辺農地への支障がないことは確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり承認することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第1号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第2号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第3号 農地法第18条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第3号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】 続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、5月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】 それでは、次回は5月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和5年4月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人